

**173-衆-外務委員会-3号 平成21年11月20日****○笠井委員**

日本共産党の笠井亮です。昨日来の事態ということで、私は、結局は旧来のような数の力でやるんじゃないかというふうにも国民から見られる、まさに与党による乱暴な国会運営、これは許されないと改めて強く抗議したいと思います。

私は、そういう状況の中で当委員会の開催を一方的に決めるべきではないということを昨日も強く求めてまいりました。きょうも求めました。同時に、新政権にとって最初の条約審議の場であるということでもあります。私は、質問権を使ってきっちりそこは審議をしたいと思っております。

委員長、委員会はいくまでもやはり理事会での与野党合意のもとできちっと開くということをやっていただきたいと強く求めておきたいと思っております。委員長、お願いします。

**○鈴木委員長**

ただいまの笠井亮君の発言は発言としまして、当委員会も与党理事さんも非常に精神的に、野党理事初め委員に声をかけたということも厳粛な事実でありますので、今の笠井委員の発言もまた踏まえて今後の委員会を円満に進めていきたい、こう思いますので、よろしくをお願いします。

**○笠井委員**

条約の具体的な問題に入る前に、一つ伺っておきたいことがあります。

前回の十八日の外務委員会で、私、核兵器廃絶の問題にかかわって質問をさせていただきました。岡田大臣は、日本の核政策について一度見直しをしてみたいというふうに言われました。その会議で、私、大事なことだということも申し上げたわけでありまして。

そこで、伺っておきたいんですが、オバマ政権は新たな核政策の検討を進めておりますけれども、そういう中で、同盟国への拡大抑止と核の傘の提供ということが強調をされております。鳩山総理も、拡大抑止ということを初めとして、新しい安全保障のシステムを構築するということも日米首脳会談の流れの中で言われました。

昨日の参議院の外交防衛委員会では、我が党の井上議員の質問に対して大臣も、核の傘は重要な安全保障上の一つの手段ということを言われましたけれども、私は、核抑止あるいは拡大抑止、核の傘ということではいいますと、結局は、核兵器でおどしをかける、そしていざというときには核兵器を使用するということが前提になった方針、これでは安全保障の手段とは言えない。そして、新しいシステムと言うけれども、新しいどころか、もう時代おくれという認識を持つ必要があると私は思うんですが、大臣、端的に、いかがでしょうか。

**◆岡田国務大臣**

ここはいろいろ議論があるところだと思います。例えば、核による抑止というものは、核による攻撃に対する抑止という場合にのみ限定するという考え方もあり得るわけですし、もっとより広く核の抑止というものを考えるという考え方もあります。そういったことも含めて、ここはしっかりと議論をしてみる必要があるというふうに考えております。

**○笠井委員**

攻撃に対してのみというふうな議論もあると言われましたけれども、アメリカは、先制攻撃という戦略そのものは捨てたわけじゃなくて、それはまだ堅持しているわけですから。そういうことも含めて、いろいろな見直しがある流れの中での議論です。

そして、あの国が持つ、あの国が核兵器に依存するなら自分たちも持ってどこが悪いという口実を逆に与えることになる、これは核不拡散にも逆行する。

来年五月にはNPTの再検討会議が開かれます。私も五年前に実際に現場に行き傍聴もしましたけれども、あの失敗を繰り返してはいけません。被爆国政府が核兵器廃絶を言いながら自国は核の傘に頼り続けるという論理では、核兵器廃絶を求める国際社会の期待にこたえ得るのか。むしろ逆に、こたえられなくて説得力を持たないんじゃないかと思うんですが、その点、大臣いかがでしょうか。

#### ◆岡田国務大臣

ここは将来的に、究極的に核のない世界を目指すということではありますが、しかし、それは一度に達成できるものではありません。やはり、現実的にどうやって核に対する依存というものを減らしていくのか。核のない世界というのは、ある日突然できるわけではなくて、やはり持っている核を減らしていく中で最終的な到達点であるというふうに思います。

そうであれば、しばらくは核の脅威というものは現に存在するわけで、そのことと、それから中長期的に核を廃絶していくということをどうバランスをとっていくか、そういう問題だと思います。

#### ○笠井委員

大臣、ぜひ究極的という言葉はお使いにならない方がいいと思うんです。これは旧政権が言ってきた、かなたに追いやるという話として、議論の流れの中で、それはもうだめだということで、旧政権も究極的とは言わなくなってきたわけですから。そういう点でいいますと、結局そういう議論の中でずっと先送りする話になります。改めて、究極的という言葉は使わないということでもよろしいですか。

#### ◆岡田国務大臣

そこは言葉の意味をよくわきまえて使わなきゃいけないと思います。

そして、今、委員言われたことなんですが、きちんとした議論をぜひ一度してみたいと思っておりますが、前も言及しましたオーストラリアのエバンスさんと日本の川口さんが共同議長になったレポートが間もなく発表になります。その中にはかなり示唆に富む提言が書かれているというふうに私は思います、評価はさまざまに分かれますけれども。

そういったものも一つの参考にしながら、やはりこの国会においても今後の核政策というものはどうあるべきかということをぜひ御議論いただきたいというふうに思いますし、日本としても同盟国である米国ともよく議論をしていきたいというふうに考えているところであります。

#### ○笠井委員

核抑止をめぐることは、国連の潘基文事務総長も、ことし九月に、事務総長はいろいろな機会に言われていますが、核抑止論は明らかな誤りであるどころか、核兵器が安全保障と究極の防衛を提供するという考えを国から国へと広め、連鎖的な伝播をも引き起こすということで、厳しく批判をしている問題であります。

そして、そういう中で、被爆国日本が核兵器によるおどし、あるいは核使用を前提とした論理にしがみつくと、そうすると旧政権とどこが違うのかということになってきますので、私は恥ずかしい限りの話になると思います。核兵器廃絶を達成する明確な約束、これを再確認して、その接近と実現の第一歩を踏み出す、そのために被爆国日本がふさわしい役割を発揮するという点では、核の傘から脱却、これはもう不可欠だ。旧政権の政策の抜本的見直しを改めて強く求めておきたいと思います。

そこで、今回の条約に関連して伺っておきたいんですが、郵便送金業務の約定の改定の問題であります。

国際社会における送金業務の中で起きる経済犯罪について、特にマネーロンダリングの対策が大きな課題とされております。

今回の郵便送金業務の約定の第七条では、「資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処のため、」ということで、新しい規定が盛り込まれております。こうした規定を入れた背景、さらにはマネーロンダリング対策に対する国際社会及び我が国の取り組みでどういうことを考えているか。そのポイントについて報告していただきたいと思っております。

#### ◆武正副大臣

笠井委員にお答えをいたします。今回の改正、四年に一度の大会議ということでの、万国郵便連合の改正文書、この採択を受けての今国会への提出ということになっております。

大変歴史のある万国郵便連合、通信そして郵便そしてまた郵便送金ということでありますので、やはり世界的なインフラとしてきちっとこれを整備していかなければならない。

今の御指摘の中で、特に郵便送金についての新約定では、国際郵便送金を実施する事業者が資金洗浄、テロ資金供与及び金融犯罪への対処のために必要な措置をとること等を新たに規定しております。具体的には、疑わしい取引の当局への報告や、利用者の本人確認などを行うということでございます。

#### ○笠井委員

今回、三つの条約ということですが、幾つか問題点あるいは正すべき点については先ほども質疑がありました。

そこで、それも含めてなんですが、私は、当委員会でいきますと条約審査というのが大きな仕事になっていますし、これは与野党それぞれの立場からきちっとただしていくということになっていくと思うんです。同時に、批准された条約についてきちんと履行をする、そして政府がきちっとその立場で国内政策もやっていくし、国際的にも報告しながらフィードバックするということが大事になっているというふうに思いますので、関連して、これまで結んだ条約ということで、女性差別撤廃条約に関して幾つか質問をしたいと思っております。

去る八月十八日に、ちょうどこれは総選挙の公示の日だったわけですがけれども、国連の女性差別撤廃委員会が日本における女性差別撤廃条約の実施状況について日本への勧告を盛り込んだ総括所見というものを発表いたしました。

これは二〇〇三年以降六年ぶりということですが、勧告として挙げられた事項は、結婚最低年齢の男女差、女性のみ適用される結婚禁止期間、結婚の際の夫婦同姓の強制など民法等による差別的法規に関するものや、雇用、賃金における男女差別など労働に関するもの、DV、ドメスティック・バイオレンスなど女性への暴力に関するものなど、六年前と比べても倍以上に上る言及があります。女性差別解消に向けた日本政府の取り組みが進んでいない、旧政権のもとでいえば進んでこなかったということを厳しく指摘する内容であります。

そこで、大臣に伺いますが、この勧告をどのように受けとめているでしょうか。

#### ◆西村大臣政務官

笠井委員にお答えをいたします。この八月十八日に日本政府に対してなされました最終見解でありますけれども、委員御指摘のとおり、委員会の方から大変数多くの主要関心事項及び勧告がなされております。この中では、強弱もいろいろありますし、繰り返されているものもあるわけでありまして、いずれにいたしましても、こういう勧告がなされているということは大変残念なことだと考えております。

政府といたしましては、この最終見解について、今後は、新しい政権のもとで、内閣府等各省庁と連携をしつつ、その内容を十分に検討し、適切に対処してまいりたいと考えております。

#### ○笠井委員

これは国連での日本に対する勧告なので、大臣も一言コメントをいただければと思うんですが、今のことを踏まえて結構ですが。

#### ◆岡田国務大臣

政府として適切に対処してまいりたいと思います。

#### ○笠井委員

勧告では「本条約の法的地位と認知度」という項目が立てられて、「本条約が、拘束力のある人権関連文書として、また締約国における女性に対するあらゆる形態の差別撤廃及び女性の地位向上の基盤として重視されていない」というふうに指摘をして、「女性に対する差別撤廃の分野における最も適切かつ一般的で法的拘束力を有する国際文書として本条約を認識するよう締約国に要請する。」というふうに述べております。

政務官、これはなぜこのような勧告がなされたというふうにお考えでしょうか。

#### ◆西村大臣政務官

委員も最初の方で御指摘くださったように、旧政権のもとでは何度となく行われている勧告に対して十分な対応を日本政府がとってこなかったことに対しての委員会からの意見であるというふうに考えております。

私、あるところで申し上げたんですけれども、この女子差別撤廃条約の推進については、今までは時速二十キロくらいで進んでいたものを今度は時速五十キロくらいまでに上げてやっていきたいというふうに申し上げましたけれども、そのような姿勢で取り組んでいくことが肝要なのではないかと考えております。

#### ○笠井委員

今答弁ありましたけれども、私は、これは日本政府に対して、条約とは何かが理解されているのか、人権意識はどうなっているのかというそもそもの懸念が表明されたものだと考えます。日本政府の条約や人権に対する基本的認識。旧政権ということでもありますけれども、国際標準に追いついていないということであって、そのことが国際社会の信頼を失う要因ともなっている、新政権にはまずこの克服が期待されているというふうに思います。

そこで、政府の基本認識がこれまでこのようなものだったから、日本は女性差別解消どころか、逆に差別が拡大しているのが実態であります。総括所見では、パートタイム労働者、有期雇用労働者には女性が圧倒的に多いことが指摘をされています。今、大企業による派遣切りで、既に昨年の派遣村のような状況が新宿や名古屋など各地で生まれていると私は予算委員会でも紹介をし、ただしました。特に、非正規労働者の七割は女性というふうに言われております。

私は、十月二十五日に名古屋でパナホームに勤める女性の派遣社員の方から話を伺いましたが、パナホームが期間制限違反を犯したことが明らかになり、労働局の指導も受けているにもかかわらず、その女性を直接雇用せず、引き続き派遣で受け入れるという悪質な事例でありました。こうした実態は氷山の一角にすぎません。

ところが、政府はこれまで、非正規労働者の男女別の数字をつかむシステムすら確立していない。聞きますと、非正規労働者は男女どのくらいいるんですかと言っても、そんなのわかっていない、つかんでいないと言うんですね。

総括所見で指摘された事項を重く受けとめて、女性差別解消に向けて政府としてはあらゆる努力をすべきだと思うんですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

#### ◆西村大臣政務官

委員が御指摘くださった非正規労働者における女性の待遇、労働条件の問題などは、私たち民主党からも何度となく問題提起をさせていただき、パート労働法の改正案も提出をいたしました経緯がございます。

もとより、この条約は日本における国内の人権状況を改善するための一つの指標として示されているものでありますし、日本政府としてもその履行に向けて努力をする義務があると考えてお

りまして、最終報告の中には、労働の問題だけではなくて、さまざまちゃんとフォローアップをせよというふうに言われている項目もございますので、この点、十分留意をして、関係省庁と連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

### ○笠井委員

この問題、女性差別撤廃条約ということでずっと経過がある中で、日本の女性団体や女性運動も、日本婦人団体連合会や新日本婦人の会とかあるいは国際婦人年連絡会など、多くの団体の方々も系統的にこの問題に取り組んでこられて、政府にも求めてきた経過があります。

そこで、関連して、国連女性差別撤廃条約の選択議定書の批准問題なんですけれども、私はことし四月二十四日の当委員会での問題を取り上げました。ことしは国連女性差別撤廃条約採択三十周年ということであって、選択議定書採択十年目という節目の年であって、日本もぜひ速やかにその批准をということで求めてきたわけでありまして。ところが、旧政権下の答弁は、条約の実施の効果的な担保を図るものである、そして、男女共同参画の推進の取り組みの姿勢を内外に示すという意味で意義があるということを示す一方で、日本の司法制度の関連で問題が生じるおそれがあり慎重に検討すべきであるとの考え方もあるということで、五年前に参議院で出された質問主意書に対する答弁書と全く変わらなくて、結局、真剣かつ慎重に検討というままたま続いてきたという経過があります。

そこで伺いたいんですが、民主党はこの選択議定書の批准を一貫して掲げている、そして、西村政務官自身も男女共同参画推進本部の事務局次長をされてきたというふうに伺っておりますが、選択議定書を批准することは、条約の実効性を格段に高めて、国内法的にも条約の法的な拘束力を持たせることができる。逆に、これまで批准してこなかったことが国際社会における日本の評価を下げる要因になってきたと思うんですけれども、どういう認識をお持ちでしょうか。

### ◆西村大臣政務官

ありがとうございます。私が民主党の男女共同参画推進本部の事務局次長を務めていたのはもう前の話でございます、今はその職は離れております。

民主党のマニフェストに人権条約の選択議定書を批准することについて記載をされております。そういったことを踏まえて政府として今後取り組みをしていくことになるわけなんですけれども、選択議定書、特にその中でも肝であると思われる個人通報制度ですが、これは条約の実施の実効性を高める上で注目すべき制度であるとも考えております。

現在、外務省を中心といたしまして研究会を開催しておりますけれども、ここでは、委員会や関係国の通報事例などを収集いたしまして、それについてのケーススタディーを行ってきております。さらに検討すべきこともあるのではないかとというふうに考えておまして、例えば、それを受け入れたときに一体どういう対応をするのかというようなことなどについてももう少し細かく吟味をしていく必要があると思われまいますので、質問主意書の答弁書には真剣かつ慎重に検討という前政権の答弁だったようでございますが、現政権においては真剣に検討してまいりたいと考えております。

### ○笠井委員

真剣かつ速やかに検討、結論といかなきゃいけないと思うんですよ。これはずっと、ケーススタディーも時間がかかるんですけどいろいろあったんです。でも、政権が変わったんだから、そこは真剣かつ速やかにということでもよろしいんですね、政務官の決意として。

### ◆西村大臣政務官

先ほども申し上げましたけれども、こういった人権の条約また選択議定書については、外務省が、研究会の取りまとめも行っておりますので、もちろん中心になっていくべきものかというふうには考えておりますけれども、いかにせん関係省庁との連携なくしてはこれは進めることはで

きません。時速二十キロだったものを時速五十キロぐらいには上げたいと思って、今教習所に通っているところでございますので、ぜひ一生懸命そこはスピードアップをしてやっていきたいと考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

#### ○笠井委員

大臣、今のことに関連してですが、民主党は、今お話ありましたけれども、さきの総選挙で、マニフェストやインデックス二〇〇九ということで、この選択議定書の批准を掲げております。

マニフェストでは、「個人が国際機関に対して直接に人権侵害の救済を求める個人通報制度を定めている関係条約の選択議定書を批准する。」と書かれておまして、インデックスでは、母性保護に関する条約など関係条約の締結や女性差別撤廃条約選択議定書の締結を促進しますと書かれておまして、これは、大臣のこの間の答弁からいっても、紛れもなくマニフェストに書かれた公約そのものでございます。

私は、選挙中に言っていることも、党首討論で言ったのは公約だということで、そういう立場で、イコールだと国民は理解していると思っておりますが、少なくともこの問題では、はっきり書いてある問題であります。これまで指摘してきたとおり、国内における女性差別の解消とともに、国際社会においても日本の信頼を高めていくことが新政権には期待されているというふうに思います。

スピードアップという言葉も政務官からありましたが、そのことを早期に批准することが外交上も必要だと思うんですが、認識と今後どうするかということについて伺いたいと思っております。

#### ◆岡田国務大臣

まず、マニフェストに書いたことは、これは政党としての約束ですから、私は重いことだと思います。そして、方向性はもちろん正しい方向だというふうに思っております。あとは、政府の中でいろいろな考え方がありますので、その調整が必要です。

したがって、余り安受け合いはできないわけですが、我々外務省としては、この問題について何とか成案を得るように努力をしっかりとしまいたいというふうに思います。

#### ○笠井委員

しっかり努力してもらいたいと思っております。もう一つ条約関連でいいますと、日本が留保している問題があって、伺っておきたいんですが、高校と大学の学費無償化の漸進的導入を定めた国際人権規約A規約第十三条の二項（b）、（c）についてであります。これまで日本政府はこの批准を留保してきましたが、留保しているのは世界じゅうで日本とマダガスカルの二カ国だけということでもあります。二〇〇一年に国連の社会権規約委員会が日本政府に留保の撤回を要求したにもかかわらず、政府は回答期限の二〇〇六年を過ぎても回答をしてこなかった。まあ、これこそ旧政権のもとで恥ずかしい限りの話であります。

一昨日の文部科学委員会で、我が党の宮本議員の質問に対して川端文部科学大臣は、条約を所管するのは外務省であり、外務省などとも連携しながら、留保撤回に向けた施策について検討を進めたいと。つまり、撤回に向けた施策について検討するというふうに前向きのことを言われたわけですが、連携しながらと言われた外務省の側で、この留保を撤回すべく、この条約を所管する大臣として、どのようにこの問題を見ていらっしゃるかと、検討する、努力するということになるのでしょうか。いかがですか。

#### ◆西村大臣政務官

A規約でありますけれども、この政府報告については、おっしゃるとおり、二〇〇六年の時点で期限が迎えられるものですが、この年末までには出したいということで、事務方、今作業中でございます。

高等教育の無償化につきましては、今、私どもが承知している限りでは、文部科学省において

このための法案を今検討中であるというふうに承知をしております。

留保を撤回するかどうかということにつきましては、まさに留保に係る事由がその後に本当に解消されたのか、解除されたのか、こういう実態を踏まえて判断すべきものであると考えております。

まさにここは我が国の文教政策、教育政策と深くかかわってくる問題でありますので、文部科学省など関係省庁とまた協力して適切に対処していきたいと考えております。

#### ○笠井委員

大臣に一言ですが、今、留保撤回問題ということで、この回答を年末までに出すということで作業しているという話もありましたが、川端大臣の方は、文教、教育にかかわるという所管大臣ですが、留保撤回に向けた施策について検討するというので、そっちの方向に向かって検討するという話で、そこで外務省が所管なので連携しながらということも言われているわけですが、そういう川端大臣の発言も踏まえて、大臣としてのこの問題に臨む姿勢について伺いたいと思います。

#### ◆岡田国務大臣

文部科学大臣、川端大臣とも連携をよくしながら相談してまいりたいと思います。

#### ○笠井委員

相談というのは、どっちのベクトルに行くという話は、大臣として今言えることはないんですか。この問題の性格について。

#### ◆岡田国務大臣

もちろん、川端大臣も積極的な方向性を示されました。ベクトルは同じです。

#### ○笠井委員

時間が来ましたので、終わります。